

【口座変更届出書】

江戸川区住民税均等割のみ課税世帯給付金
江戸川区低所得者の子育て世帯への加算給付

江戸川区
受付印

江戸川区長 殿

給付金振込先を以下の口座に変更するので届出します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
エドガワ タロウ	男	大正 昭和 平成 ○年○月○日	江戸川区中央○ー△ー◇
江戸川 太郎	女		電話 ○○○ (○△◇) △◇○△

2. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座) 以下のいずれかの1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ① 下記の口座へ変更します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。)
- ② 代理人の口座へ変更します。(代理人の記入も必要です。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義(代理人)に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
〇〇 金融機関コード	△△ 支店コード	1普通 2当座 4貯蓄	0 0 0 0 0 0 0 0	エドガワ タロウ

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい) ※	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

○ 世帯主の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

【代理人の範囲】

- ① 同一世帯の方
- ② 別世帯の親族の方・・・世帯主の方とのご親族関係がわかる戸籍謄本の写しが必要となります
- ③ 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)・・・登記事項証明の写し等が必要となります

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	世帯主と 代理人の関係	代理人住所・連絡先
			日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の代理人に申請書の提出・給付金の受給に関する権限について委任します。		世帯主氏名	

3. 提出書類

- ① 口座変更届出書(本書) 必要事項をご記入ください
- ② 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ③ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ④ (別世帯の親族の方) 世帯主の方とのご親族関係がわかる戸籍謄本の写し
- ⑤ (法定代理人の方) 登記事項証明等の写し

【ご注意】 上記の変更口座は、住民税均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯への加算給付における振込先の変更のみとなります。

- ※ 各種変更をご希望の方は、下記までご連絡ください。
- ・児童手当の振込先口座の変更は、03-5662-0082(児童家庭課手当助成係)
 - ・公金受取口座の登録・変更は、0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)